

要 請 書

2001年5月28日

厚生労働大臣 坂 口 力 殿

全国法律関連労組連絡協議会

議長 戸 田 直 志

東京都新宿区百人町1-23-22

寿宝汪ビル505

法律会計特許一般労組気付

TEL 03-3363-4095 FAX 03-3363-8146

要 請 の 趣 旨

1. 労働者が雇用される事業所をすべて社会保険（厚生年金・健康保険）の強制適用被保険者とするよう法律改正を直ちに行うこと。
2. 現在の任意包括適用による加入手続きを簡素化するなど改善すると共に、法律・司法関連業種の団体（別表2に記載のとおり）に対し、「労働者が1人でも社会保険に加入ができること」を啓蒙・宣伝し、当該業種の社会保険の加入促進をはかること。
3. 中小零細業種に対し、社会保険の国庫負担を増額する措置を講ずること。
4. 社会保障の充実をはかるよう法改正を行うこと。

要 請 の 理 由

当協議会は、法律・司法関連業種（以下、当該業種という）の労働者で組織している労働組合の協議・共闘組織であり、安心して働き続けることができ、働きがいある職場作りをめざして活動をすすめています。

その一環として当協議会では、ここ数年来、当該業種を社会保険の強制適用業種にするよう貴省に要請してきました。

貴省との交渉では当該業種については個人経営のサービス業一般に存在する強制適用への障害や困難性はないことを確認してきました。しかし貴省は「サービス業のうち、特定業種だけを強制適用にすることはできない」として、私たちの要請に応えようとされませんでした。

ところで、サービス業（当該業種を含む）は、社会保険については強制適用ではなく任意適用であり、さらに当該業種は、いくつかの例外を除いて法律によって法人化が認められていません。このため当該業種においては、当協議会が全国の当該業種に働く労働者を対象に行っているアンケートでも3分の1が社会保険に未加入であり、将来への不安を訴

え、その圧倒的多数が加入を希望しています。

そもそも当該業種を含め特定の業種のみを強制適用外とすることは、憲法や健康保険法、厚生年金法の趣旨からも逸脱するものです。

1985年12月18日の衆議院社会労働委員会での年金法「改正」にともなう附帯決議は、「非適用業種及び5人未満の事業所の厚生年金についての業種の拡大及び任意包括適用制度の計画的推進につき検討し、必要な措置を講ずること」(第5項)を求めています。

また労働保険は、全ての労働者を強制適用としていますが、なんら支障をきたしていません。加えて当該業種においては、経営者は国家から付与された資格に基づき、国民の財産や権利を守るための社会的サービスを行っており、現在強制適用となっている業種よりも雇用関係の把握が容易となっています。

これらの点を考えるならば当該業種をはじめすべての事業所で働く労働者を「強制適用被保険者」とするの何ら支障はなく、そのための健康保険法・厚生年金保険法の改正を求めるものです。

また、社会保険の加入促進のために、当該業種でも加入できることを知らせる宣伝物を作成し、当該業種団体にそのことを申入れ、加入の促進を図るよう求めるものです。

また中小零細業種は、大企業と比べ社会保険加入について体制、財政面で困難があることは明らかです。そこで、規模の格差を是正するためにも国の財政の必要な措置を講ずるよう求めるものです。

ところで、現在の不況の大きな原因として公的保険や年金制度のあいつぐ改悪による国民の将来不安があります。景気対策のためにも社会保障の充実が求められています。保険料の引き上げをやめ、健保本人医療費の10割給付を復活させること、年金支給年令の65才引上げをやめ、5万円以上の最低年金制度の創設などの法改正を直ちに行うよう求めます。

これに対し貴省は高齢化社会による社会保険の財政難でやむを得ないとしておられますが、これも社会保険の強制適用業種拡大と任意包括適用業種における加入促進などによる保険料増収を図ることなどによって、国民に一方的に負担を強いることは避けられることを付言するものです。

(なお、以上の要請について厚生事務官との交渉では責任をもった回答がいただけませんでしたので、課長以上による対応を求めます。)

【別表1】法律・司法関連業種の資格者の人数

資 格	登 録 人 数	
弁護士	18,226名	2001年 5月 1日現在
公認会計士	17,374名	2001年 3月31日現在
税理士	64,426名	2000年 3月31日現在
労働安全コンサルタント	972名	1994年 7月 1日現在
労働衛生コンサルタント	1,867名	1994年 7月 1日現在
社会保険労務士	25,532名	2001年 1月31日現在
弁理士	4,331名	2000年 9月25日現在
司法書士	17,078名	2001年 4月 1日現在
行政書士	35,659名	1996年 4月 1日現在
公証人	548名	2000年 8月 1日現在
執行官	612名	2001年 2月 1日現在
土地家屋調査士	18,714名	2001年 2月21日現在
測量士	163,691名	1994年 6月30日現在
合 計	369,030名	

上記は労働基準法施行規則第1条第1項で定める法律・司法関連業種のすべて。当該業種の事業所で雇用される労働者の人数は、それぞれ平均1名以上であるから全体の労働者数は30万人以上とみられます。

【別表2】法律・司法関連業種の全国（中央）団体組織

団 体 名	所 在 地	電 話 番 号
日本弁護士連合会	千代田区霞が関1-1-3	03-3580-9841
日本税理士会連合会	品川区大崎1-11-8	03-5435-0931
日本公認会計士協会	文京区本郷5-18-3 (公認会計士会館1階)	03-3818-5551
日本弁理士会	千代田区霞が関3-4-2 (商工会館弁理士会館ビル)	03-3581-1211
全国社会保険労務士会連合会	文京区本郷2-38-3 (本郷KM弓町ビル5階)	03-3813-4864
日本司法書士会連合会	新宿区本塩町9-3	03-3359-4171
日本執行官連盟	千代田区霞が関1-1-4 (東京地方裁判所執行官室内)	03-3580-3788
日本公証人連合会	港区新橋1-18-2 (明宏ビル5階)	03-3502-8050
日本行政書士会連合会	目黒区青葉台3-1-6	03-3476-0031
日本土地家屋調査士会連合会	文京区音羽1-15-15	03-3942-0050